

I. はじめに・・・

戦後、我が国は、めざましい経済発展をベースに医学の進歩や生活環境の改善などにより世界有数の長寿国となった。しかし、21世紀を目前に従来では想像し得ないような課題も顕在化してきており、戦後の発展を支えてきた社会システムの変革が必要とされている。我が国の人口は、戦後一貫して増加してきた。戦後の経済発展は、この人口増加を前提とした豊富な労働力と市場の拡大による大量生産に支えられたてきたとも言われている。一方、人口は行政サービスの対象として、また、人口統計は、保健所にとって公衆衛生の基本となる最も重要なデータである。そして、その数は、その時代の国民の意識と国の施策の総合的な結果として決定される。

現在、世界で類をみないスピードで高齢化が進展しており、その対応として介護保険の導入をはじめ多くの施策が展開されている。高齢化の進展の原因としては、①死亡率の低下（平均寿命の延長） ②出生率の低下 の2点があげられている。米国の人口学者A.J.Coaleにより、このうち高齢化に対する影響が大きいのは、②出生率の低下 であることが明らかにされている。保健所は人口動態統計を歴史的に扱っており、主として高齢化だけが注目されていたことに対して違和感を覚えていた。我が国の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所：平成9年1月推計）における、高位、中位、低位の人口推計値は、合計特殊出生率（Total fertility rate : TFR）の仮定値による違いである。高位～低位のいずれの推計も65才以上の老年人口数は不変であり、その割合が変動するのは、少子化の進行による総人口の減少の影響と考えられている（表1-1）。総人口の減少には、良い点と悪い点がある。しかし、少なくとも現状の低出生率が持続すれば、我が国の人口減少は急激な速度となる。そして、この急速な人口減少は、社会経済の多方面に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。

その頃、母子保健法の改正（平成6年）があり、平成9年度に市町村への権限移譲が決定された。そこで、市町村への事務移譲をスムーズに進めるために、平成7年度事業として母子保健関係の調査事業を実施した。事業は、平成5年出生児1938人をデータベース化し、これをコホート集団とした。そして、この集団に対する行政サービス（各種の医療補助、健診データ、予防接種、福祉制度、児童相談所データなど）を個人データとして入力した。この当時、行政サービスが県であったり市町村であったり、また、行政の中でも縦割りで提供されていた。そこで、行政サービスをサービスの受け手である子どもや保護者の視点で捉えて

合計特殊出生率（Total fertility rate : TFR）とは・・・

ある年次に観察された女子の年齢別出生率を全再生産期間にわたって合計した数値。与えられた年齢別出生率にしたがって女子が出生過程を過ごした場合に産むと想定される生涯の平均出生児数に相当する。平成元年の1.57から低下傾向が続き、平成9（1997）年では、1.39となっている。

人口が増加も減少もせず一定の規模で維持される出生率水準は、『置き換え水準（人口置換水準）』と呼ばれ、合計特殊出生率で2.08前後の数値が相当すると言われる。

みようと考えた。その他、通常業務である保健所や市町村の保健婦活動を通して得られる情報を追加情報として入力していった。学問的なコホート集団に対する前向き調査 (prospective study) とは言えないが、通常業務において無理なく自然に得られる情報を中心に収集した。なお、今年度 (平成11年度)、このコホート集団の1～3月生れは小学校へ入学している。

三重県では、行政改革が積極的に進められており、平成10年度に県の組織の大規模な機構改革が行われた。保健所は福祉事務所と児童相談所と組織的に統合され、県民局保健福祉部という組織に再編された。桑名保健所は北勢県民局桑名保健福祉部となり、保健所長は保健監、福祉事務所長は福祉監、児童相談所長は児童監という職名となっている。これを機会に平成10年度の保健所運営協議会に議題として、『人口統計から見た桑員地域における21世紀の課題と対策』(資料編参照)を選び、平成11年度事業として、平成5年出生児の追跡調査を提案した。県の保健と福祉関係の組織が統合された新組織を生かして、こどもの問題をもう一度検討してみる価値があるのではないかと考えたからである。

また、この頃、国においても急速な少子化に対する対応が本格的に打ち出されはじめた。厚生省人口問題審議会の報告書 (平成9年10月)、平成10年版の厚生白書では『少子化社会を考える』がテーマとして、少子化を多角的な視点から分析している。政府レベルでは、平成10年7月に総理主宰で『少子化への対応を考える有識者会議』が発足し同年12月に提言が取りまとめられた。平成11年5月には、省庁横断的に『少子化対策推進関係閣僚会議』が発足し、7月には補正予算で少子化対策臨時特例交付金が盛り込まれた。平成12年度予算 (12月24

表1-1 我が国の将来推計人口 (高位、中位、低位) の比較

推計の種類		中位	高位	低位	前回中位推計
長期の出生率仮定		[TFR = 1.61]	[TFR = 1.85]	[TFR = 1.38]	[TFR = 1.80]
総人口	平成7(1995)年	12,557 万人	12,557 万人	12,557 万人	12,546 万人
	↓	↓	↓	↓	↓
	人口のピーク	12,778 万人 [平成19 (2007) 年]	12,956 万人 [平成23 (2011) 年]	12,705 万人 [平成16 (2004) 年]	13,044 万人 [平成23 (2011) 年]
	↓	↓	↓	↓	
	平成37(2025)年	12,091 万人	12,520 万人	11,748 万人	12,581 万人
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成62(2050)年	10,050 万人	11,096 万人	9,231 万人	11,151 万人
65歳以上人口	平成7(1995)年	14.6%	14.6%	14.6%	14.5%
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成37(2025)年	27.4%	26.5%	28.2%	25.8%
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成62(2050)年	32.3%	29.2%	35.2%	28.2%
	-----	-----	-----	-----	-----
	平成7(1995)年	1,828 万人			1,828 万人
	↓	↓	中位推計と同じ	中位推計と同じ	↓
	平成37(2025)年	3,312 万人			3,312 万人
	↓	↓			↓
	平成62(2050)年	3,245 万人			3,245 万人

注) 前回中位推計は、平成4年9月公表

(資料) 日本の将来推計人口：平成9年1月推計 (国立社会保障・人口問題研究所編)

日)では、6大臣合意による『新エンゼルプラン』が推進されることとなった。

このような、国の動きを考えると、事業化のタイミングとしてはちょうど良い時期にあたると思われた。現在、平成12年度には、管内市町においてエンゼルプラン策定の動きも出始めている。本事業は、今後予想される国の少子化に対する施策に市町が積極的に対応できるよう、管内の母子に関する基礎データを整理しておくという目的を持っている。そのため、幅広く浅いまとめになっており、焦点が定まっていない部分も多いが、母と子の保健・医療・福祉・教育に携わる方たちに、それぞれの専門の分野で内容を深めて頂ければ幸いです。

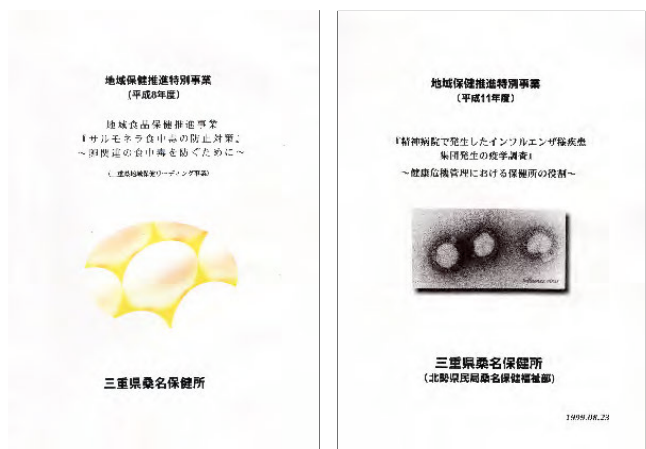
また、本事業の背景には、母子保健法、予防接種法の改正があるが、これらが改正された平成6年6月の国会で、地域保健法の改正があった。この法律は、保健所法が廃止され、新しい時代における地域保健の枠組みを示したものであった。その中で、保健所が行う業務として、『企画・調整・調査研究』が明記された。その時の保健所職員の議論で、今後の進むべき方向性を探る意味で管内の問題点を整理していくつかの事業を組み立てた。今までの手法を廃して全く新しい自由な発想を重要視した。事業予算は、国10/10の地域保健推進特別事業に求めた。平成7年度には、今回の事業のベースとなる予備調査『母子保健サービスの市町村へのスムーズな移譲』を行った。平成8年度には全国的に問題となっていたサルモネラ食中毒を題材に、『卵関連の食中毒を防ぐために』を実施し、国における施策へ反映させることができた。また、今年度(平成11年度)は、急遽、『健康危機管理における保健所の役割』として、精神病院で発生した超過死亡を伴うインフルエンザの疫学調査を学問的な視点で取りまとめた(図1-1)。

平成10年度には、『市町村における広域行政の推進』を目的に事業化を試みた。これは、予算化はできなかったが、現在、保健所が提案してきた『し尿処理の広域化』をきっかけとして、管内1市8町による広域連合(*)が設立されるなど、管内では新たな市町村行政の方向性が生まれている。今後も市町村行政が実施主体となる事業の増加が予想されるが、効率的・経済的な行政運営が望ましいものについては、広域化について積極的な提案・調整を図ってゆきたいと考えている。

図1-1 地域保健推進特別事業

卵関連のサルモネラ食中毒の全国調査

精神病院におけるインフルエンザ集団発生の疫学調査



(*) 広域連合とは・・・

地方自治法の改正(平成7年施行)で制度化された特別地方公共団体のひとつである。「多様化する広域的な行政ニーズへの適切で効率的な対応」及び「国・県等が行っている事務の一部を譲り受ける体制を整える」ことを目的に設置される。「広域で取り組んだ方が効率的な事務」や「各市町村が単独に行うことが困難で高度な事務」について、各市町村が連携・協力して行うのに適した制度とされる。